

6) - 2 都市計画基礎調査の地方公共団体での実施および成果活用のための技術的指針の検討【基盤】

Study on Technical Guideline about City Planning Survey for Local Governments.

(研究期間 平成 18～20 年度)

住宅・都市研究グループ

寺木彰浩

樋野公宏

Dept. of Housing and Urban Planning

Akihiro Teraki

Kimihiro Hino

This study deals with city planning basic survey provided by the article 6 in the city planning law. From this point of view mainly, three research items were done: (1) Interviews about city planning basic survey to local authorities and arranged it as a typology, (2) Questionnaire to the municipalities and analyzed problems in the city planning basic survey, (3) The spread of result by the reporting to the study committee about the city planning basic survey.

【研究目的及び経過】

近年、都市計画の分野においても説明責任の重要性が認知されつつある。また、都市計画関連制度の抜本改正に向けて、都市の現況把握から、規制・誘導や各種事業の計画の検討・策定の各段階、それらの進捗状況の管理・見直しのそれぞれの過程（いわゆる PDCA サイクル）が重視されており、データや客観的な指標による裏付けがこれまで以上に求められてきている。建築研究所では、これまでに都市計画基礎調査についての研究を継続的に実施しており、平成 15 年度から 17 年度までの重点課題では、国土交通本省都市計画課と連携し、全国の都道府県における調査の実施状況等の調査・分析を実施し、より効率的で時代に即した調査実施のあり方、及び調査結果の活用に向けた問題点（「3 つの役割分担」「健康診断のアナロジー」¹⁾）を提起することが出来た。

本課題では、地方公共団体における最新の状況を分析し、基礎調査の改善と更なる活用に向けた情報発信を目的とする。なお、当初は研究成果を調査実施マニュアル及び活用に向けたガイドラインを検討する計画であったが、関連制度の抜本的な見直しに向け、国土交通省との役割分担を考慮して研究計画を見直した（図 1）。

【研究内容】

以下では、主に本年度の研究内容について述べる。

①都道府県に対するヒアリング調査

過年度²⁾に引き続き、都道府県レベルの自治体に対しヒアリング調査を実施した。今年度対象は神奈川県、愛媛県、香川県、広島県、京都府、岐阜県、愛知県である。

②基礎自治体に対するアンケート調査

過年度成果及び上記①のヒアリングなどにおいて、基礎自治体の果たす役割が大きいことが明らかとなった。

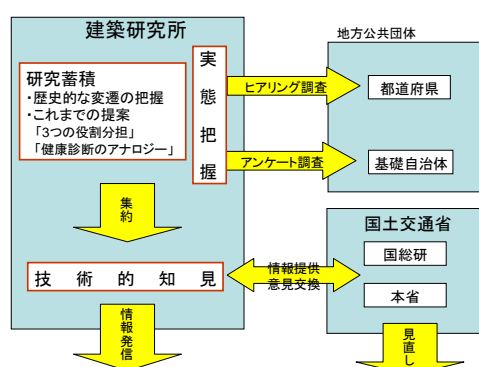


図 1 本研究を含む基礎調査研究の動向

しかし、基礎自治体の状況を包括的に把握した調査が近年行われていないことを鑑み、平成 20 年 10 月から 11 月にかけて、わが国の基礎自治体 265 団体を対象にアンケート調査を実施した（図 3、4）。

③「都市計画基礎調査のあり方に関する勉強会」への情報提供

（財）都市計画協会に設置された標記勉強会（座長：岸井隆幸日大教授、メンバー：本省都市計画調査室、国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所など）において、これまでの研究で得られた知見などを情報提供した。ここでの成果は、地方公共団体向けの都市計画基礎調査への GIS の活用についてのパンフレットなどとして取りまとめられる予定である。

【研究結果】

以下では、上記①及び②の研究成果について述べる。

①都道府県に対するヒアリング調査

これまでに実施した団体における基礎調査の実施・活用・課題について、現段階のタイポロジーシートの作成を行った。タイポロジーシートより、基礎調査の現状と課題をまとめると、図 2 の通りになる。ここでは、さらにこの課題ごとに必要となる技術課

題について整理を行い、本省との基礎調査に関する意見交換の場などでの議論のたたき台として活用した。

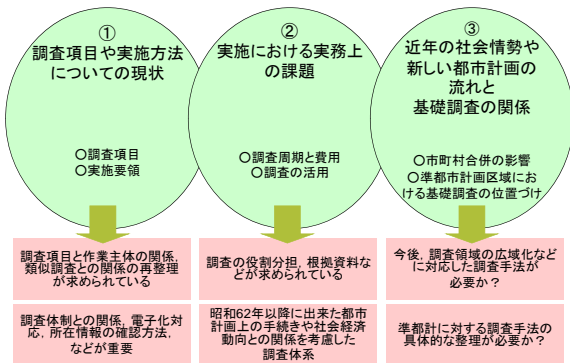


図2 ヒアリングから得られた基礎調査の現状と課題整理

②基礎自治体に対するアンケート調査

アンケートは、222団体より回答を得た（回収率83.8%）。単純集計の一部については、文献³⁾などを参照して頂くこととして、以下では紙幅の関係上主なものについて概要を整理する。

○費用分担（図3）：都道府県からの調査に対する補助金に対し、基礎自治体で追加の財源措置をしている団体が約3割で、都道府県からの補助金のみで調査を行っている団体は5%程度にすぎない。これは線引きの有無で明らかな違いが見られる。

○役割分担（図4）：コンサルタントへ委託する場合が最も多いが、自治体職員が実施する割合が増加しているのも明らかとなった。線引きの有無による違いはない。

○自由記述より見た基礎自治体での基礎調査の課題と提言：問題意識としてあげた2点、「活用が不十分」と「過大な負担」はこれまでも繰り返し指摘されてきたものであり、各自治体に共通するものと思われる。特に後者に対し、国などから補助がほしいという具体的な要望や提言などがあった。これらを図5に整理した。

【まとめ】

以上、本年度の研究内容・成果を中心に本研究課題の成果を述べた。冒頭で述べた通り、都市計画法の抜本改正の中での基礎調査の位置づけについては、今後議論が進められることとなっている。その対応に必要な技術的知見や地方公共団体での状況については本課題を通して蓄積が進んだと考えられる。一方、地方公共団体での基礎調査の対応状況の変化やその問題点などについての継続的なキャッチアップが今後の課題である。

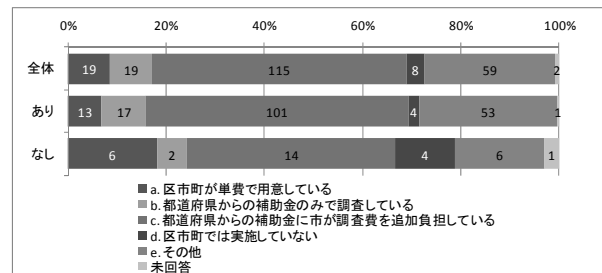


図3 基礎自治体での基礎調査の費用分担

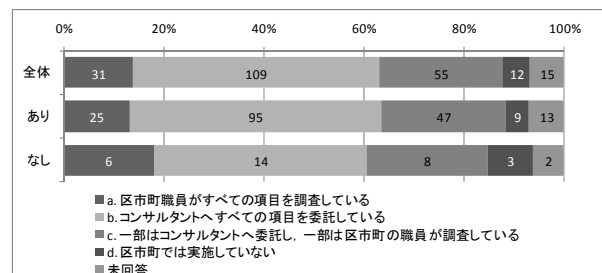


図4 基礎自治体での基礎調査の役割分担

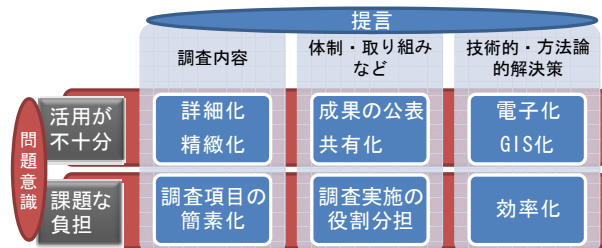


図5 基礎自治体における基礎調査の課題と提言

【参考文献】

- 1) 寺木・阪田・樋野(2008)都市計画基礎調査の活用に向けた考え方に関する基礎的検討、「大会学術講演梗概集」、F-1、567-568、日本建築学会大会。
- 2) 阪田・寺木・樋野(2008)都市計画基礎調査に関する都道府県ヒアリング調査報告、「都市計画報告」、6(4)、173-176、日本都市計画学会。
- 3) 阪田・寺木(2009)基礎自治体の都市計画関連業務で利用される情報の現状～『市町村で利用する都市の情報とその利用状況に関する調査(2008年10月実施)』より～、「都市計画報告」、7(4)、113-119、日本都市計画学会。